

警報発表や防災気象情報発令時及び地震発生時の対応について（改訂）

1 警報の発表や地区に警戒レベル3高齢者等避難以上の防災情報が発令されたときの生徒の対応

- (1) 7:00の時点で「暴風警報・特別警報」が発表されている場合や地区に「警戒レベル3高齢者等避難」以上が発令されている場合は自宅待機又は臨時休業とするが、その他の「警報」や「注意報」の場合は登校する。

臨時休業とする	自宅待機する	登校する
○特別警報	○暴風警報	○大雨警報
○警戒レベル4 避難指示以上	○暴風雪警報	○波浪警報
	○警戒レベル3 高齢者等避難	○各種注意報

暴風警報等や警戒レベル3 高齢者等避難以上の防災情報による自宅待機時の生徒の対応

- ▼ 気象庁等の台風情報等の情報をこまめに確認する。
- ▼ 11:00までに「暴風警報」や地区の「警戒レベル3 高齢者等避難」が解除された場合
 - ⇒ 昼食を取り、午後の授業の用意をして13:00までに登校する。
- ▼ 11:00の時点で「暴風警報」や地区の「警戒レベル3 高齢者等避難」が解除されなかった場合
 - ⇒ 臨時休業とする。

※ 特別な場合を除き学校へは連絡しない。

※ 特別な指示がある場合には、学校から tetoru、ホームページで連絡する。

- (2) 「暴風警報・特別警報」や「警戒レベル3 高齢者等避難」以上の防災気象情報以外でも、状況によって自宅待機をさせる場合は、tetoru、ホームページで連絡する。
- (3) 地域によって、河川の氾濫等で登校できないような場合は自宅待機をし、学校へ連絡する。
- (4) 登校中に「暴風警報・特別警報」が発表されたときや「警戒レベル3 高齢者等避難以上の防災情報」が発令されたときは学校で帰宅を促す。登校後に発表・発令されたときは、校長の指示で下校時間を決定するため、早期時刻に帰宅させることが難しい生徒は、その際に学級担任に申し出るようにしておく。
- (5) 「警戒レベル3 高齢者等避難」が発令されている状況でも、安全に登校できると判断できた場合には、自宅待機を解除する場合がある。その際には、tetoru、ホームページで連絡する。

2 市内のいずれかで「震度5強以上」の地震が発生したときの対応

- (1) 生徒が家庭にいるとき
- ※ 臨時休業とする（必要な情報は tetoru 等で連絡する。）。
 - ※ 自宅に被害があった場合等、通学路に危険な箇所がある場合は学校へ連絡する。
- (2) 登下校中のとき
- ※ 学校と自宅の近い方へ避難する。
 - ※ 自宅に保護者がいない場合は、原則として学校へ避難する。
- (3) 生徒が学校にいるとき
- ※ 直ちに授業を打ち切り、指定場所に生徒を避難させ、保護者に直接引き渡す。
 - ※ 保護者に連絡が付かない場合や二次災害の恐れがある場合は学校等に留め置く。
（tetoru 等で保護者による生徒の引取りをお願いする場合があります。）

※ 災害発生時は電話やホームページでの連絡ができない場合がありますので、tetoru への登録に御協力ください。また、登録されていない御家庭は登録されているお知り合いの方に御確認ください。